

令和5年第3回定例会総務委員会会議録

令和5年9月13日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

加藤 勉 委員長	金剛寺 博 副委員長
櫻井 速人 委員	山宮留美子 委員
石嶋 照幸 委員	岡部 賢士 委員
大竹 昇 委員	

執行部説明者

市 長	萩原 勇	総合政策部長	岡田 明子
総務部長	大貫 勝彦	議会事務局長	足立 典生
総合政策部長兼企画課長	岡野 功	総務部次長	梁取 忍
危機管理監	柏崎 治正	秘書広聴課長	青木 誉
デジタル都市推進課長	栗山 哲也	まちの魅力創造課長	廣田 裕一
防災安全課長	関口 道治	人事行政課長	藤平 浩貴
財政課長	富塚 祐二	税務課長	森下 健史
管財課長	平野 総雄	議会事務局課長	伊藤 正晶
防災安全課長補佐	猪瀬 康之（書記）		

事務局

課長補佐 清宮 恒之

議題

- 議案第1号 龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会条例を廃止する条例について
- 議案第8号 市有財産の取得について
- 議案第9号 工事請負契約について
(令和5～6年度(仮称)新保健福祉施設建設工事(建築工事))
- 議案第10号 工事請負契約について
(令和5～6年度(仮称)新保健福祉施設建設工事(電気設備工事))

議案第 11 号 工事請負契約について

(令和 5 ～ 6 年度 (仮称) 新保健福祉施設建設工事 (機械設備工事))

議案第 22 号 令和 5 龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 4 号) の所管事項について

○加藤委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

[傍聴者 入室]

○加藤委員長

ここで、傍聴の皆様申し上げます。

会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第 1 号、議案第 9 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 22 号の所管事項、以上 8 案件でございます。

これらの案件につきましてご審議いただく予定でございますが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力よろしくをお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第 1 号、龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

湯原監査委員事務局長。

○湯原監査委員事務局長

議案第 1 号、龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元の議案書 1 ページ及び新旧対照表の 1 ページをお開きください。

地方自治法の一部を改正する法律、令和 5 年法律第 19 号が交付されたことに伴い、本条例の規定に準用する同法の条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

具体には第 7 条中、第 242 条の 2 の 2 第 3 項を第 243 条の 2 の 8 第 3 項に改めるものです。

本改正の施行日については、同法と同じ令和 6 年 4 月 1 日とするものです。

説明は以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等ありますか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 1 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 2 号、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは議案書 2 ページ、新旧対照表 2 ページをお開きください。

議案第 2 号、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは新型インフルエンザ等特別対策措置法が改正され、職員の派遣等を行う対象となる事務が新型インフルエンザ等緊急事態措置から特定新型インフルエンザ等対策と変更になりました。

また、それに伴いまして、支給する手当の名称も同様に変更となっております。

新旧対照表 2 ページをお願いいたします。

第 3 条におきまして、派遣手当の名称を新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当から特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更しております。

また 27 条の 7 におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の引用条項を第 44 条から第 26 条の 8 に変更するものでございます。

主な改正点については以上です。

説明については以上です。

○加藤委員長

ありがとうございました。

執行部からの説明がありましたが、質疑等がありますか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 2 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 7 号、龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会条例を廃止する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書 7 ページをお願いいたします。

議案第 7 号、龍ヶ崎市官製談合再発防止対策検討委員会条例を廃止する条例でございます。

これは、令和 3 年 3 月に発覚いたしました、本市における官製談合防止法違反事件の調査及び再発防止策の検討のために設置されました官製談合再発防止対策検討委員会につきまして、昨年 3 月に調査報告書を提出し、議会でも、報告させていただいたところでございます。

その後未確定でありました前副市長の判決が本年 3 月に確定いたしまして、調査報告内容及び再発防止対策について変更がないというようなことが確定いたしましたことから、同委員会は一定の役割を完了したものとし、本条例を廃止するものでございます。

説明については以上です。

○加藤委員長

ありがとうございました。

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

いわゆる第三者委員会というところで、その第三者性という点もかなり意識していただいた中で、貴重なご報告いただいております、今の説明にあったように昨年の 3 月、再発防止対策検討委員会の調査報告書をいただきまして、この内容、本当に当市の将来にとって有益な非常に貴重な報告だと思っております。

特に今後の、一旦この第三者委員会に関しては、決まりがついたというところで理解しておりますが、この報告していただいた中でも、特に今後の取り組みっていう、再発防止に向けた取り組みの検討というのもの、具体的に(1)から(8)までをいただいております、実際すでに取り組んでいるものがほとんどであると思いますが、ちょっと確認の意味で調査報告書の中の取り組み検討事項の 1 番から 8 番までの内容について、制度的なものとかが、職員さんの意識づけとか、その辺はちょっと進捗も難しいところもあると思いますが、特に制度的なところとかが、現在の取り組み進捗状況について聞かせください。

○加藤委員長

大貫総務部長。

○大貫総務部長

まず、新たな制度として創設いたしました入札等監視委員会の方をやっておりまして、こちらも弁護士さんなど外部の委員さんをお願いいたしまして、入札等の案件の調査・審査につきましては年 2 回前半・後半部分に分けて実施しているようなことが制度的な取り組みということでございます。

その他、職員への啓発につきまして、コンプライアンス関係の研修を行うなど、そちらについ

でも実施しており、また、物理的な対策といたしまして、セキュリティー書庫でありますとか、そういった防犯カメラでありますとか、そういった取り組みも完了しておりますので、引き続き、それらについて取り組んでいくというような状況でございます。

以上です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

ただいま制度的なところ、調査報告書でいうと(2)番、(3)番、(4)番となっているところだと思います。

(5)番の職員研修ですか、その辺だと思います。

あと(7)番では、入札談合発覚後の、業者への対応についてというところで、そうした事業者に対して、指名停止等の措置をしやすくするという規定の改定を検討することで提案もされてますが、この辺りについてはどんな検討されているのでしょうか。

○加藤委員長

富塚財政課長。

○富塚財政課長

実際に談合等を行いました業者等への措置ということでございますが、指名停止期間の延長等の措置は行ったところでございます。

その他、具体的なものにつきましては検討中のところもございますので、その他決定いたしましたら随時報告させていただければというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

引き続き検討している最中だということで理解いたしました。

いろいろ細かく言えばたくさん検討、それをこの報告書の中でも、具体的な取り組みが提案されていて、一つ一つ実行していければ、職員さんもそういう第三者の圧力ですとか、そういうものもやりづらい、特にその制度構築というところが、やっていける部分が多いと思いますので、引き続きですね、一旦この第三者委員会は廃止というところではありますが、再発防止の取り組みに関しては、この調査報告書をしっかり受けとめていただいて、引き続き、そうした対応の取り組みを進めていくように要望して、意見とします。

以上でございます。

○加藤委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 7 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして議案第 8 号、市有財産の取得について、執行部から説明願います。

柏崎危機管理監。

○柏崎危機管理監

議案書の 8 ページをご覧ください。

市有財産の取得についてです。

これは消防団に装備する、小型動力ポンプ付積載車 4 台を更新するにあたり、購入価格が委員会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条に規定する予定価格 2,000 万円以上であることから、議会の議決を求めるものです。

契約の方法は指名競争入札による、契約金額が 4,730 万円、契約相手方が有限会社鈴機です。

説明は以上です。

○加藤委員長

ありがとうございました。

執行部からの説明が終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

今、ご説明いただいたんですけれども、この小型動力ポンプ付積載車というのは、市消防団が所有しているのは、これ以外に何台くらいありますか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

この動力ポンプ付の積載車ですが 22 台です。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

ありがとうございます。

現下で 22 台ということで、今回は第 5 分団第 3 部、第 5 分団第 7 部、第 6 分団第 3 部と第 7 分団第 2 部のこの 4 団体の 4 部に、この小型ポンプ車を新しくすることなんですけれども、この小型ポンプについては、それぞれの団で更新時期というのがあって、随時順番に更新されるような形なんでしょうか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えします。

平成 25 年度に龍ヶ崎市消防団車両更新計画というものを策定いたしまして、平成 27 年度を初年度として令和 8 年度までですね、順次耐用年数がきたものについては更新を迎えるというような計画によりまして、令和 5 年度はこちらの 4 分団を対象としまして、更新するというような計画で実行することです。

以上でございます。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

いままであったものについては、今後どのような形になっていくのでしょうか。

例えば、あまり距離は走っていないと思うんですね。

そうする、部品とかは古くなっていたとしても、そのまま廃車にしてしまうのはもったいないなと思うんですけれども、その後はどうされるのでしょうか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えします。

処分という言い方はちょっと正しいかどうかわからないですけど、廃車となった場合の方法なんですけど、これまでの実績を見ると、一つは無償譲渡、海外とかに、スリランカとかフィリピン共和国とか、あとはカンボジア王国とかに無償譲渡するっていうパターンとオークションで売却するというパターンがございます。

先ほど議員さんからちょっと触れられました走行距離なんですけど。年数が 20 年以上経っている割には、5,000 キロとか 7,000 キロとか、年数の割には走っていない状況なんですけど、そのポンプの状況とかエンジンの状況とか、急な呼び出しといいますか、火災発生した時にすぐに出動しなければならないので、車検は当然ですけど、定期的な点検をやっているんですが、特に年数には勝てない部分がございますので、そういったところで 20 年をベースにしてやっているということです。

以上でございます。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

ご説明あった通りですよ。消耗していく部分がありますので、いざとなった時に使えないとどうしようもないことなので。

消防団もしっかり点検をされていると思います。でも、この暑い中、操法大会に向けて、団員の皆さんが夜遅く駐車場で訓練をされています。本当に涙ぐましい努力の中で、皆さん競い合う部分を練習されていますので、こういう整備は大事だなと思いましたので質問させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○加藤委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

今、山宮委員が9割ほど質問してしまったので。

今ですね、更新する車両に関しては無償譲渡、寄付なりオークションにかけるというお話なのですが、オークションでどれぐらいの価格がついていたのかなっていうところですね。

中古だとしても、そのぐらいの年式が経っていたとしても、走行距離を走っていない車であれば、ある程度の金額がつくので、市有財産としてまだ価値はあるのかなと思いますので、教えていただければと思います。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えいたします。

令和4年度のオークション売却の値段ですけれども、高いもので60万円。安いもので45万3,000円、だいたい50万円前後で推測しております。

直近ですけど、令和4年度に廃車になって、令和5年度、今年になってオークション売却したものにつきましては65万円で売却されております。

以上でございます。

○加藤委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

60万円前後はつくと思いました。

やはり譲渡するとなつて、寄付をするわけですから、50万相当の寄付をしているということも、市民の方にも広く知らしめていただければと思います。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

別がないようですので採決いたします。

議案第8号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 9 号、工事請負契約について、議案第 9 号、工事請負契約について、(令和 5～6 年度(仮称)新保健福祉施設建設工事(建築工事))、議案第 10 号、工事請負契約について、(令和 5～6 年度(仮称)新保健福祉施設建設工事(電気設備工事))、議案第 11 号、工事請負契約について、(令和 5～6 年度(仮称)新保健福祉施設建設工事(機械設備工事))、以上 3 案件については関連がありますので、一括して説明を受け審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号の工事請負契約についてでございます。

これは(仮称)新保健福祉施設の建設にかかる建築工事、電気設備工事、機械設備工事につきまして、工事請負金額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に規定する 1 億 5,000 万円以上であることから、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案書 18 ページ、議案第 9 号、工事請負契約についての令和 5 から 6 年度(仮称)新保健福祉施設建設工事の建築工事でございます。

一般競争入札による契約で契約金額は 8 億 2,060 万円でございます。契約の相手方は大昭建設と櫻井建設工業の共同企業体でございます。大昭・櫻井特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、議案書 29 ページをお願いいたします。

議案第 10 号、工事請負契約について、令和 5 から 6 年度(仮称)新保健福祉施設建設工事電気設備工事でございます。

契約の方法は一般競争入札、契約金額が 2 億 570 万円でございます。契約の相手方は協進電設株式会社と有限会社松井電気の共同企業体であります。協進・松井特定建設工事共同企業体です。

続きまして、議案書の 33 ページをお願いいたします。

議案第 11 号、工事請負契約について、令和 5 年から 6 年度(仮称)新保健福祉施設建設工事機械設備工事でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札、契約金額は 1 億 7,490 万円でございます。契約の相手方は(株)関東エルエンジニアリングと有限会社松村設備の共同企業体であります。関東・松村特定建設工事共同企業体でございます。

以上です。

○加藤委員長

ありがとうございました。

執行部から説明が終わりましたが質疑等はありません。

大竹委員。

○大竹委員

ご質問させていただきます。

先だって、給食センターをオープンさせてもらって、その時はデザインビルド方式で、ローコストと工期短縮という大きな狙いの中で竣工されたわけでございますけど、今回の場合、施工業者は分離発注方式を取り入れているわけですね。その中で、分離発注と一括発注の場合のメリット・デメリット、この辺大きく検討したと思いますので、お話をお願いできれば幸いです。

○加藤委員長

富塚財政課長。

○富塚財政課長

契約に関するご質問ですので私の方からお答えさせていただきます。

ご質問のありました、一括発注という分離分割発注とのメリットやデメリットの比較ということでございますが、まず、一括発注のメリットでございますが、工期の短縮、その他工程の管理が容易であること、こういったことがあげられます。

また、分離・分割発注のメリットでございますが、受注機会の創出、或いは地場産業の育成、こういったことがあげられるかと思えます。

なお、実際の発注に当たりましては、国が契約の基本方針としまして、価格面、数量面、工程面等から見て、分離・分割して発注することが、経済合理性・公平性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り、分離・分割して発注を行うよう努めるものとするところでございます。本市におきましても、可能な限り分離・分割発注を念頭に置きながら進めているところでございます。

具体的には案件ごとに価格面、数量面、工程面等を勘案しながら、検討・決定しているところでございます。

以上です。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

ありがとうございました。

分離発注の利点は今お聞きしました。

建築物は、かなり長期的な形で耐用年数があるわけだよね。

瑕疵に関して、分離発注と一括発注の場合には、ちょっと違うので、その辺の事をご説明願いたいと思います。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

それでは、今の質問にお答えします。

市の工事ですね、分離発注した場合、詳細の内訳書或いは数量拾い表等、図面もですけれども、ございますので、仮に瑕疵があった場合は、そういった設計図書に基づいて、その瑕疵の所在はどこにあるのか、建築工事にあるのか、電気にあるのかということは判断つきますので、そういったところで、瑕疵があったところにはしっかりと対応するというのがこれまでのやり方ありますので、新保健施設につきましても同様に、対応していきたいというふうに考えております。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

今のご説明で市民の皆さんも納得していただけたと思います。

続いて、建物構造は鉄骨構造で決まったんですね。

質問を変えます。

その建物構造について鉄骨構造と鉄筋コンクリートという形になるわけですが、このぐらいの規模の場合には、その選択したときの考え方は。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

構造につきましては、今回、工事の発注に当たりまして基本設計と実施設計ということで、2回にわたりまして、設計を行っております。

その中で、設計事務所の方でいろんな検討した中で、建物規模等からですね、経済的なメリット等を勘案して鉄骨造を採用したというふうに聞いております。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

設計書の方がローコストとなった意味ですでに決めたという話ですけど。

今回、高度機能という形で、かなり多目的な面積とっているもので、何かしたり、声を出したりすると防音とか、そのような形は、非常に鉄骨構造の方が、コンクリートと比べると弱いので、その辺の対策はどのように考えていますか。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

防音については一般的な鉄骨造の作りになっておりますので、建物全体としては特段その防音ということに対しての対策として具体的なものはないんですけども、一部 3 階の大会議室、

多目的に使える部屋につきましては、多少音を出しても、活動音を出して部屋を使うということも想定しておりますので、それについては一定レベルの防音設備を設けるというような設計になっておりますけれども、施設全体としては一般的な鉄骨造の建物の考え方で、設計しているというふうなところでございます。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

以上で結構です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

今回、新保健福祉施設の建設に関しては、昨年 12 月に全員協議会でいろいろご説明いただいて、詳しい説明はそれ以来になろうかと思うんですけど。

その際にゼブ化の検討ということで、いろいろなパターンを示していただいて、ゼブレディという方式でやっていきたいというような感じの昨年の 12 月時点での説明だったかと思いますが、この辺についてどのようにされたかお聞かせください。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

今の質問に答えいたします。

省エネ性能につきましては、今、岡部委員からお話があった通り、ご説明したとおり、ゼブレディの仕様で設計を組んでおります。

これにつきましてはいくつか省エネの、ゼブのランクがありますけれども、費用面で、かかる費用、後は削減できる費用、トータルで検討した上で最終的にゼブレディを採用したものでございます。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

その当時の説明だと、ゼブレディを採用した場合は、総工事費が約 10 億。ランニングコストが 241 万というところで計算されています。

今回、三つの案件見ると、合計すると約 12 億というところにはなっているんですが、まずこの今回の、入札に関して、それぞれの予定価格と落札率についてお聞かせください。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

各工事の落札率でございませう。

まず、建築工事が予定価格 7 億 5,141 万円に対し、入札額、これ税抜きになりますけれども、予定価格とかも税抜きですけれども、7 億 4,600 万円、落札率で申し上げますと 99%でございます。

続きまして電気設備工事、こちらも税抜きで予定価格、1 億 9,145 万円。入札額は 1 億 8,700 万円、落札率で 97%でございます。

機械設備につきましては、予定価格 1 億 6,324 万円。入札額として 1 億 5,900 万円、落札率で 97%でございます。

以上です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

今回、この入札は、当市では予定価格は事前に公表するかしないか、その案件毎に決めるっということになっていたかと思いますが、今回どっちの方で、そうした理由についてもお聞かせください。

○加藤委員長

富塚財政課長。

○富塚財政課長

競争入札に関しましては、事前公表ということになっております。

今回の案件につきましても事前公表という形で実施しているところでございます。

以上です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

一般競争の場合に事前公表としている理由っていうのは、当市はそういう方針でやっているのでしょうか。

○加藤委員長

富塚財政課長。

○富塚財政課長

お答えいたします。

一般競争という言い方をしましたが、今回の予定価格もそうですが、公的な積算基準等に基づきまして積算したものであるというようなこともありますので、公表というふうな方式をとってございます。

この公平性その他を担保するという意味もございます。

以上です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

そういう予定価格というのが適正であるところは理解あるんですが。

今回の予定価格は合計すると約 12 億というところで、昨年 12 月時点の総工事費は約 10 億と、ちょっと開きがあります。

この差がどういった理由で差があるのでしょうか。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

昨年ご説明していたときの金額につきましては、基本設計、一昨年の基本設計時点でまとめた概算の事業費ということで、それをベースにご説明をさせていただいております。

実際本年度ですね、実施設計がまとまって公共単価或いは公共単価にないものは見積り等で金額を入れているんですけども、やはり公共単価そのものも人件費の上昇等で全体的にコストが上がっていますので、そういったものが反映されているのが原因と考えております。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

昨年 12 月時点は基本設計に基づいた概算総工事費で、実際大分時期が経った実施設計で、人件費が上がるんだとか、20 パーセントぐらい。結構大きいなと思ったんですけど、そういう開きが生じたということですか。

わかりました。

価格については、変動が大きいということで新学校給食センターに関しては、規約の変更というようなことで、いろいろやりとりがあったわけですが。その価格高騰のためというところがありますが、請負金額の変更があったわけですが、こういった実際に当市でもそういう契約変更をやった経験を通して、何かこの今回の契約条項ですとか、変更したり改善したようなところ、検討がなされたんでしょうか。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

契約に関しましては、今回 2 カ年に渡る、長期間に渡る契約になりますので、もともと国の方で、スライドに関するいろいろな指針等というのは整っておりますので、今回の工事につきましては基本的には公共積算に基づく積算で工事を発注しておりますので、仮に、その金額の単価の上昇とか下がった場合も含めて変更があったときは、そういった基準に基づいて変更契約は可能な内容での契約ということになっておりますので、今あるガイドライン等に基づいて適正に対応できるというふうに考えております。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

そういう国の示しているものに従ってやれば、もし物価が上がったとか、そういうものがあればお互いに協議することになると思いますが、給食センターの件でいろいろこうやりとりは何べんもあって、複雑な話になっていた感じがありましたので、ちょっと確認で聞かせてもらいました。

契約に関しては、事業者が当市と対等な立場で公正にやれる契約の内容になっているかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

先ほどちょっと、大竹委員からもありましたが、分離方式にしたというところで、価格面ですとかメリットもたくさんあると思うんですが、考えられるデメリットとしては、現場の監督的なところですか、一緒にやっていくのかなと思っておりますが、その他についてはどういう状況なのか教えてください。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

現場の総合管理ということのご質問かと思っておりますけれども、確かに一括発注のメリット、受注者が1社で、そこと話をするとう工事が進むという意味ではやっぱり大きなメリット。

民間は基本的に一括発注が原則かと思っておりますので、財政課長の方からもあったとおり、分割発注、地場産業の育成という視点も、公共工事でございますので、そういったことを踏まえて、市でもこれまでの大規模工事、特に新築の工事では分割発注っていうことをやってきて、市の方もそういった分割発注がある程度当たり前で、事業者の方もそういったことが、普通の状況でこれまでやってきて、現場は各社独立した契約相手になるんですけども、しっかりと工程会議等で、意見なりをすりあわせてまとめておりますので、正直担当としては、そこはそれほど問題ない、これまでもやってきたことなのでっていうふうにとらえているところです。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

工程管理とかは、各事業者さんと市を含めてやるんですかね。

以前からやってきたっていうことであれば、この分離方式のメリットっていうのは大きいのかなというふうに理解できましたので、いろいろ案件ごとに検討していくようになるかと思いますが、今回のこの工事に関しての、全体の工程に関しては、市の方も事業者とも協力しながら、かなり長い期間の工事になるかと思っておりますので、しっかりした対応をしていただくようによろしく願いいたします。

以上です。

○加藤委員長

ほかにありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

二人の意見が出ましたので、その他のところで、確認していきたいと思います。

この実施設計に入る前に、議会と色々なやりとりして、最終的な仕様をこういう方向でいくという、そういう設計になったと思うんですけど。

その点でまず一点。先ほど大竹議員の方からも若干ありましたけど、3階の設計的には会議室ということになっていて。26ページのところにですね、この図面上では第1会議室と、会議室の一部ということになってはいますが、実際には、途中で分けるというふうな設計だと思うんですけど。完璧な防音遮音性能というところから、そこは一定のところの防音遮音性能を備えるということに、若干緩和された仕様にするという方向になったと思うんですけど。実際にですね、実施設計が出来上がったところですね。

そういうふうになったという点を聞きます。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

大会議室の防音性能についてお答えいたします。

これまでの説明通り、大会議室には一定の防音性能を持たせるような仕様として設計しております。

壁ですとか天井あるいは入口のドアの建具を密閉型のものにするなど、そういった建材を使いまして一定の機能を確保しているというものでございます。

防音について、ちょっと説明の中でいわゆる規格的なものはないので、説明しづらい部分ではあるんですけども、半分程度音を減らす、約70デシベルぐらいの音量のものを40デシベル程度に下げられる防音性能を持っている設計となっております。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

次にですね、このゼブレディという話をね、先ほど岡部委員の方からもありましたけど、これも最初は太陽光とかいろいろな構想があった中で、ゼブレディにして、ちょっと50パーセントぐらいに落として、建設費用も抑えるという方向になったと思うんですけど。

ただ、このゼブレディをやるのにはですね、いろんな対策というのがあって、前にも例えば窓ガラスとか、熱交換器とかですね、いろんな設備を積み重ねて、そのゼブレディを達成するということになると思うんですけど。

具体的にはどういうものを対策してですね、このゼブレディというふうになったのかというところをちょっとお聞きします。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

ゼブレディについてございます。

まず前提としていたしまして、ゼブレディは標準的な基準の建物をベースに、53 パーセント消費エネルギーを削減するというのがゼブレディということになっております。

その中で、基本的には外壁の断熱或いはサッシの断熱性能が一定程度高いものを採用した上で、設備関係の消費エネルギー効率のいいものを使って、最終的に消費省エネルギーを下げるといような設計になっておりまして、設備ごとに割合で申し上げますと、空調設備で60%削減、続いて照明設備で32%、給湯換気設備で8%、このような削減を持って、全体で53%のエネルギー消費の削減をするという建物でございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

そうしますと、今回電気設備工事についてもね、また別途にあるわけですけど、通常のこういう設備をすると、いわゆるエアコン性能とかですね、その辺がわりと省電力タイプというか小型のもので済むということを含めて、ゼブレディというふうになっているんでしょうか。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

金剛寺委員のおっしゃる通りでございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

分かりました。

後、いろいろ積み重ねて設計費用についてはですね、このゼブレディにしたことによって、どのくらいの通常ベースというか、費用アップというふうになっていますか。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

設計時点の試算の中では、ランニングコストの縮減という意味では年間で130万円程度の縮減効果があるというふうに考えております。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

あともう一個は、ゼブレディにすることによって、いろいろこの設備費用がプラスになるわけで、建設費用の上ではゼブレディということにしたことによって、どのくらい費用が掛かっているというのはありますか。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

金額につきましては、実際の発注ベースではなくて、昨年度の計画ベースの金額になってしまいうんですけども、ゼブ化にする費用は 3,100 万円程度と考えております。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

分かりました。

あと、事務部門を本庁舎からの移動とか、いろいろ検討された上で最終的には本庁舎に福祉部門でも残る部分とね、逆に社会福祉協議会をこの中に移動しようというのが最終決定だと思うんですけど、その辺を含めての事務部分のスペースというふうになっているんですね。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

口頭による説明より議案書の図面見ていただいた方がわかりやすいと思いますので、議案書 24 ページ 1 階の平面図をご覧くださいと思います。

社会福祉協議会につきましては、この図面の、事務室 1 という施設がございます。こちらにですね、高齢福祉部門と隣接した形で移転する予定でございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

最後にですね、説明の中で 23 ページからちょっと乗っている中でバリアフリー法もですね、適用の問題で、特に視覚障害者の点字ブロックとかね、そういう点がこの中で書かれているんですけど。

実際にはここに入るまでのですね、この総合受付まで行くときの点字ブロックの配置関係とかね、その辺のところをちょっとお願いします。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

視覚障害者等に配慮した経路につきましては、また同じく議案書 24 ページの平面図をご覧くださいと思います。

先ほどご説明しました事務室 1 の下側に、少し小さいですけども受付という表記がされている部分がございます。

このさらに下側が通路となっております、そこに小さな四角が連なっているような表記があるかと思います。

こちらが点字ブロックになっておりまして、まず、左側の方ですね、メインの入口から総合案

内、その受付までの案内などの点字ブロックのルート。

もう一つが右側の方ですね、入口右側のちょうど建物がくの字になっているところが別の通路になっているんですけども、そちらから総合案内までのルート、2ルートございます。

この右側のルートにつきましては、ちょっと細かく落としていないんですけども、この屋内に車いす利用者駐車スペースを設定しておりますので、そこからの動線を確保しているというような形でございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

分かりました。

図面で見るとホールの中にある、この四角いマスというのが、これが点字ブロックですか。わかりました。

以上です。ありがとうございます。

○加藤委員長

櫻井委員。

○櫻井委員

一つ質問をさせていただきます。

龍ヶ崎もいろいろな建物を、一般的に高いイメージがあるんですけども、そこで今回、建設していますけど、まずね、分かる人間が、専門家的な人間がここはこうですとか、こういうものだというのではなくて、ここは実際見てね、この柱はこうでこうするとこの作り方、建築もいろいろありますけれども、もっと根本的なことを、例えばその業者から説明を受けたり、見に行ったり細かくやっているのでしょうか。

それを質問します。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

どういった形で設計したかっていうようなことでよろしいのでしょうか。

○櫻井委員。

例えば、当初10億円のあれが12億になったりとか、そういうのが例えば家を作る場合でもいろいろ業者からここはこうでとか、普通説明があるわけで。

ただ一番懸念しているのが、こういうことはないと思いますけれども、はいで上がりまして、途中一回、二回見ただけで、はいで上がりまして。

はい、これでいくらです、こういうことは、まずそういうことはないよねっていうことなんです。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

もちろん、市の担当職員がおりますので、設計発注した際には細かく話をしています、その中では、まず、ここを使う担当課の職員も交えてこういう使い方をしたりとか、こういう部屋が欲しいっていうのは細かく話し合っ、それを図面に反映させていますので。実際にはなかなか建築分かる職員ばかりではないので、特に福祉部門の職員、そういう部分は強くないので。

実際に類似施設を見に行ったりして、実際にこんなイメージになるからこうしようねということで、柏と品川と何カ所か実際に職員が行って見ておりますし、設計事務所に任せきりということはないので、設計事務所のノウハウを生かしながらも、市が扱いやすい、市民が使いやすい施設になるようになかなか綿密にいろいろ打ち合わせをしているので、パツと出されたものをいいですって受け取ったことはない。

今の説明でよろしいでしょうか。

○加藤委員長

櫻井委員。

○櫻井委員

それはイメージの話で、そうではなくて、イメージは終わったわけじゃないですか。今は作っていますよね。そこで作っている渦中に、ここはこうでいくらですとか。発注書や見積書はあるんですよね。そういうのをちゃんと見に行っていますかっていうことです、細かく。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

工事につきましても、当然監督職員というものを置いた上で、担当課の職員も併せて工事の進行を確認していきますので、先ほどもちょっと岡部委員からの話で出た通り、業者が何社かおρισ、短い時で週 1 回おそらく今回あの大規模工事なので出だしからそうなるかなと思うんですけれども、週 1 回工程会議を開きまして、工事の進捗とか、或いは現場の状況を立ち会いなんかもしながら、工事を進めてきます。

公共工事、これ言っているものかどうかあるんですけど。必ずしもこの図面に描いたとおりにぴったり建物ができ上がるかっていうと、工事進めるとそうではない部分なんかがあるので、そういう工程管理でいろいろこういう問題がありますとか、実はこっちから給水管入れようと思っ、ていましたけども、掘ってみたら障害物があって無理ですとか、そういった話をかなり細かくしながら工事を進めていくので。

その点についても、業者に任せっきりってことは絶対ないので、しっかり工事を進めさせていた、だきたいというふうを考えております。

○加藤委員長

櫻井委員。

○櫻井委員

世の中の値段も高騰化していて、細かいこととかもいろいろありますけれども、専門の詳しい人達がいると思いますから、こまめに足を運んで、業者さんの説明を受けてね、よろしくお願

いたします。

以上です。

○加藤委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 9 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第 10 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に議案第 11 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 22 号、令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第 4 号の所管事項について執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書の別冊をご用意ください。1 ページでございます。

議案第 22 号、令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第 4 号でございます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 5,589 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 291 億 1,399 万 5,000 円とするものでございます。

併せて債務負担行為地方債の補正を行っております。6 ページ、7 ページをお開きください。7 ページでございます。地方債の補正の変更でございます。

所管事項におきましては二つございます。

まず 1 番目、新保健福祉施設整備事業、こちらは限度額を 4 億 3,970 万円から 5 億 240 万円、6,270 万円増額するものでございます。

こちらは先ほど説明がございましたゼブの基準に適合するため、充当率が有利な起債、令和 5 年創設の脱炭素化推進事業債が適用になることから、充当率が 75%から 90%に上がるというようなことから増額となるものでございます。

続きまして一番下、臨時財政対策債でございます。

こちらにつきましては限度額を 2 億 7,110 万円から 1 億 7,051 万 6,000 円とするものでございます。

これは普通交付税の算定結果によるものでございます。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

一番上でございます。

個人住民税減収補填特例交付金、128 万 9,000 円の増額でございます。こちらにつきましても、普通交付税の本算定経営結果により増額したものでございます。

続きましてその下、普通交付税でございます。

こちらにつきましても、本算定の結果に基づきまして 3 億 1,571 万 8,000 円の増となるものでございます。

先ほど説明いたしました臨時財政対策債が 1 億 58 万 4,000 円減額となっておりますので、実質的な交付税額といたしましては 2 億 1,500 万円程度の増となるものでございます。

10 ページの一番下、自衛官募集事務費でございます 5 万 6,000 円の増ということでございます。

こちらにつきましては自衛官募集の重点市町村に指定されたことにより、増額配分というようなことでございます。

11 ページでございます。

一番上、モデル地区内街灯防犯カメラ設置補助事業費でございます。

こちらにつきましては、茨城県警の事業でございます防犯カメラの設置補助につきまして、南が丘地区で実施しますことから、県補助金として、30 万円掛ける 5 期ということで、150 万円が交付される見込みとなっております。

同じページ中段、土地売り払い収入でございます。

こちらにつきましては、川原代地区の市有地の売却で 334 平米の土地を売却いたしまして、535 万円というようなことでございます。

一段飛びまして財政調整基金繰入金でございます。

こちらは実質的な普通交付税の増額や、決算剰余金を活用いたしまして、当初予算で計上いたしました財源不足分の解消に充てるもので、財政調整基金繰入金を 3 億 9,000 万減額することでございます。

これによりまして、現在の財政調整基金の繰入金が 2 億 9,000 万円残った状態となります。

こちらの内容につきましては当初エネルギーコスト上昇分として繰り入れました 2 億円と 6 月補正において地方創生臨時交付金の対象事業の不足分として導入いたしました 9,000 万、合わせて 2 億 9,000 万が残った状況となっております。

続きましてその下、公共施設維持整備基金繰入金でございます。

こちらにつきましては先ほど説明いたしました新保健福祉施設に対します記載が充当率アップにより増額となったことから起債の裏に充てておりました維持整備基金のほうが少ないと済むというようなことから、6,200 万円を繰り戻すというようなものでございます。

続きまして一般会計繰越金でございます。

こちらにつきましては、全体的な収支のバランスを取るため前年度の実質収支額を投入するものでございまして、これによりまして先ほどの財調の繰り入れ戻しというようなことが可能となったものでございます。

令和 4 年度の実質収支につきましては約 17 億 8,500 万円ございましたけれども、当初予算の計上、これまでの投入等踏まえまして今回 6 億 6,400 万円ほどを使いますと、実質収支の残が約 7 億円程度というようなことで今後の補正財源に充てて参りたいというようなところでございます。

続きまして 12 ページをお願いいたします。

上から四つですね。市まちづくり文化財団派遣負担金、市社会福祉協議会派遣負担金、県後期高齢者医療後期広域連合派遣負担金、市シルバー人材センター派遣負担金、この四つにつきましてはそれぞれの団体に派遣しております職員が決定いたしまして、その人件費が確定したというようなことから派遣元の負担金を人件費にかかる負担金を補正するものでございます。

一段下がりがまして、モデル地区内街灯防犯カメラ設置費用負担金でございます。

こちらにつきましては、先ほどのモデル地区の防犯カメラの設置に係る地元負担金ということで、南が丘地区からいただくもので、6 万円の 5 基分というようなことで 30 万円を計上しております。

その下の箱の市債につきましては新保健福祉施設整備事業債臨時財政対策債が所管でございます。

先ほど説明した通りでございます。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

歳出となります。

まず初めに職員給与費会計年度任用職員給与費についてご説明いたします。

これは各区分ごとにたくさん出て参りますので、総額について一括して説明させていただきます。

まず、職員一般職にかかる職員給与費でございます。

こちらにつきましては職員配置や採用の確定等に伴う増減が主な理由でございまして、総額で給料につきましては 937 万 3,000 円の減、職員手当につきましては 467 万 7,000 円の減、共済費につきましては 1,390 万飛び 9,000 円の増となっております。

人数につきましては当初の見込みより 3 名の減というようなことでございます。

次に、会計年度任用職員給与費でございます。

こちらにつきましては会計年度任用職員の実際の任用、その任用条件などが決定いたしましたことから変更するものでございます。

報酬につきましては総額で 1,879 万 1,000 円の減、職員手当につきましては 522 万 9,000 円の減、共済費につきましては 4,237 万円の増、通勤手当に相当いたします旅費につきましては 63 万 3,000 円の増でございます。

人数につきましては総数で 1 名の減となっているところでございます。

○岡田総合政策部長

その下にあります総務費の総務管理費のところ、特別職活動費です。

ふるさと納税の先進地を視察するための旅費と負担金、総額 3 万 2,000 円です。

○大貫総務部長

14 ページの一番下でございます。

官製談合再発防止対策委員会費でございます。

こちらにつきましては先ほどの議案第 7 号で当該委員会条例を廃止いたしましたことから、本年度予算に計上いたしておりました、当該委員会の開催経費につきまして減額を行うものでございます。

○岡田総合政策部長

15 ページをお願いします。

2 段目、地域情報化推進費です。

今年度新たにイントラネット系システムのレーザープリンタを 10 台調達しましたが、プリンタが新しい型式のため、リサイクルトナーが販売されていないことから、純粋にトナーとドラムカートリッジの予算計上するものです。

以上です。

○大貫総務部長

16 ページ、17 ページをお開きください。

16 ページ中段、基金費でございます。

基金費の一番上、公共施設維持整備基金費でございます。

557 万 6,000 円の積立金を計上しております。

この原資といたしましては、先ほど歳入で説明いたしました、令和 5 年度における川原代町の土地有地売り払い収入並びに令和 4 年度の土地売り払い収入 22 万 6,000 円を加えまして、合計で 557 万 6,000 円の積み立てをしようとするものでございます。

○岡田総合政策部長

一つ飛んで牛久沼管理基金費です。

茨城県龍ヶ崎工事事務所が施工する八間堰の改修工事に際しまして、工事車両の待機場所及び資材置き場として貸し出した土地の賃借料 32 万 6,000 円を牛久沼管理基金に積立するものです。

○大貫総務部長

16 ページの下から二つ目です、モデル地区内街頭防犯カメラ設置事業費でございます。

歳入でも若干触れましたけれども、こちらにつきましては住宅侵入窃盗の増加を踏まえ、茨城県警察住宅侵入窃盗等抑止対策実証実験事業といたしまして、モデル地区に防犯カメラを設置するもので龍ヶ崎市では南が丘地区がモデル地区として選定されております。龍ヶ崎市の他、境町、牛久市、守谷市などが指定されていると聞いてきております。

地区内に 5 基の防犯カメラを設置するという事で事業費といたしまして、1 台当たり県 30 万、市が 24 万、地元が 6 万円というようなことで 60 万円の補助対象事業ということで、5 基で 300 万円になるわけですけれども、それだけではちょっと足りないということで、市の単費を 222 万上乗せいたしました、総額で 522 万の工事請負費を計上したというようなところでございます。

続きまして自転車用ヘルメット着用促進事業でございます。

こちら本会議の質疑でもお答えいたしましたけれども、道路交通法の改正によりまして、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となったということ踏まえ、ヘルメットの着用を促進するため、購入費用の一部、上限 2,000 円を補助しようとするものでございます。

また安全点検、保険加入につきましてそれぞれ 500 円を上乗せするという制度を設計いたしましたので、最大でお 1 人当たり 3,000 円の補助がなされるというようなことで、ヘルメットだけだと、2,000 円、最大で 3,000 円ということで 200 件から 300 件の補助見込みまして、60 万円の計上をさせていただいたというようなところでございます。

続きまして、17 ページ中段真ん中の箱の一番下ですね、資産税賦課事務費委託料の 44 万円の計上でございます。

こちらにつきましては地方税の電子申告等の手続きの拡充がなされますので、e-LTAX、地方税ポータルシステムの関係でシステム修正が必要となります。

対象となるのは市が関連しますのは、たばこ税でございますが、たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税、宿泊税などが、電子申告が拡充されるというようなことに伴うシステム修正に係る委託料でございます。

18 ページ、19 ページをお開きください。

18 ページでございます。

上から 2 段目です。

選挙管理委員会事務費で 61 万 8,000 円の増額を計上させていただきます。

こちらにつきましては、今まで投票所として使用していましたが、旧城南中体育館が、現在手続きを進めているところでございますが、貸付、売却等によりまして、使用ができなくなることも見据えまして、投票所を変更いたします。

現在、旧城南中体育館で投票されている方を、龍ヶ崎コミュニティセンター、砂町会館に振り分けるといことで地元説明をさせていただいているところでございますが、さらに変更の案内はがき等を送付させていただくため、案内はがきの印刷、郵送料システム修正等に係る委託料を増額させていただくものでございます。

30、31 ページをお願いいたします。

○柏崎危機管理監

30 ページ一番上の防災活動費です。

川原代小学校に設置しました防災コンテナを、緊急性の老朽化対策として修繕を行う費用であります。

次の段、LED設置推進事業です。

平成 30 年から 5 年間でリース契約しています、LED10 台の再リース契約、貸借料及びLED消耗品の更新費用です。

続きまして、32 ページ、33 ページをご覧ください。

○大貫総務部長

33 ページをお願いいたします。

33 ページ一番下の公債費でございます。

こちらにつきましては令和 4 年度債の借入を行ったところ令和 4 年度の好調な決算なども反映いたしまして、令和 4 年度の発行債の借り入れ条件を変更いたしまして、据え置き期間を置かない、すぐに償還を開始するというような条件で借り入れしましたので、そういったことから、元金の償還費は、すぐに元金償還が始まりますので、増加し、7,545 万 6,000 円増額するというようなことです。

一方、早めに元金償還が始まることから、利子の方は元金が減ることから減りますので、そちらについては低金利の借り入れもございまして、1,549 万 2,000 円を減額するというようなものでございます。

所管事項の説明については以上となります。

○加藤委員長

執行部からの説明が終わりましたが質疑等はありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

11 ページのモデル地区内街頭防犯カメラ設置補助事業と関連して、12 ページのモデル地区内街頭防犯カメラ設置費用負担金 30 万円と 16 ページ、モデル地区街頭防犯カメラ設置事業について質問します。

まずこの南ヶ丘地区が選ばれた経緯と、この事業の内容についてご説明ください。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えさせていただきます。

先に県の事業概要を説明させていただきます。

住宅侵入窃盗こちらの犯罪率をもとに、字単位でモデル地区を県内で6ヶ所選定しております。

令和 5 年度から 3 年間かけて、街頭防犯カメラの設置事業、防犯環境整備推進事業自主防犯活動に対する支援、こちら三つについて集中的に各種施策を推進し、効果を検証するというものになります。

防犯カメラ設置事業なんですけど、こちら令和 5 年度事業として、南ヶ丘地区に防犯カメラ 5 台を設置するということになります。ちなみに設置箇所につきましては警察からのアドバイスをいただきまして、自治会で決定し、設置するということになります。

2 点目の防犯環境整備推進事業、こちらにつきましてはモデル地区内に防犯プレート、例えば街頭カメラ設置中とか、そういうテンプレートを 1 地区当たり 300 枚、窓ガラスに貼る侵入防止のための防犯フィルムを、250 枚無料配布させていただくということになります。

個人で防犯カメラ、防犯フィルムということで各家庭で抑止していただくとともに、地域でこの地区は防犯カメラが設置されているんだと、地域の力で犯罪を抑制するというような形になります。

三番目としまして、自主防犯活動に対する支援。地元の自治会さんと県警で対応することになるんですが、防犯推進委員会っていうのを発足しまして、定期的な広報紙の発行とか、龍ヶ崎警察署と共同で防犯診断とかパトロール等の活動の活性化を図るため、そういったものの施策を推進するということになります。

南ヶ丘が選定されたっていうことなんですけど、平成 29 年から令和 4 年 9 月までの間、この期間で各市町村の字単位で住宅侵入窃盗等の犯罪発生率が高い地区としまして、茨城県警が南ヶ丘地区をモデル地区として決定したという運びになります。

以上でございます。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

住宅侵入とか犯罪が高い地区ということで、あんまり良いことではないようですが、地元地区としては、積極的に自分達の自治会からも防犯カメラ、市の補助事業なんかを活用して、地区に設置してきているんですとか、既に 12 ヶ所設置したりして。そういう意識が割と高い方なのかと思うんですけども、実際犯罪は、件数としては多いということなのかってありますが、そんな中で、自治会としても、防犯カメラを増やしておきたいっていう、おそらくそういう考えも、多分市の方も聞いていたかと思いますが、基本的に協力していきたいということで、ご承諾いただけるということだと思います。

防犯のプレート、無料配布ということは、すべて自治会の方になげられるような感じでしょうか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

先ほど防犯フィルムと防犯プレートということでお話をさせていただきました。

防犯フィルムに関しては、各個人の家庭での取り扱いになるかと思うんですけど、防犯プレートこちらは基本的にいろんな目立つ所に、この地区ではここに防犯カメラがありますよと、地域で防犯活動やっていますよと、知らない人が来たときに。

そういった地域の力、絆があるんだというのがわかるような形で、設置場所につきまして、地元の方がメインになるかと思うんですけど、県警の方にもアドバイスをさせていただけると思います。効果があるべきところに、張りつける、設置するというのが基本だと思います。

以上でございます。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

実証実験ということで、期間はどのぐらいで、防犯カメラの管理ですとか、そのあたりはどのようになるのでしょうか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

期間なんですけど、令和5年度から3年間ということで、令和5、6、7この3年間ですね、防犯カメラを設置して、その後地域で組織を作って、みんなで対策を練って活動していくと。

どの位窃盗件数が減っていくかという、県全体で検証していくということになるかと思います。後は管理問題ですね。

こちらにつきましては、通常住民自治組織等に、今補助している街頭防犯カメラ、こちらと同じように、例えば電気代とか、あと故障時の対応、そういったものにつきましても、日常の維持管理は地元の住民自治組織が管理することになるということになります。

以上でございます。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

あくまで負担していただけるのは、防犯カメラの設置工事費ということで、あとは地元で管理していくということですね。

あと県警の協力体制についてなんですけれども、防犯推進委員会ですか、こういったものはこの内容について、もう少しちょっと詳しく教えてください。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

防犯推進委員会、こちらにつきましては地元の皆様が中心になって設置していただくということになるんですけど、当然県警の方もアドバイスとか、連携とかするような形になります。

ボランティア団体とか防犯連絡員、そういった防犯に関する方々が、地域の方々が集まって

そういったものを組織するという事になって、各個人での自助、南ヶ丘地区での共助、そういった活動を推進していくという形になります。

これはまだ予定なんですけど、四半期に1回の防犯推進会議を開催しまして、例えば地域の活動計画とか、そういったものを作成しながら、活動経過の結果報告をして、課題とか見つければ、次に活かしていくとか。

防犯に関することを統括してやっていくというのが推進会議を発足させるということになります。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

とりあえず実証実験に参加、地元地区設置された防犯カメラのメンテナンスも含めて、あとは推進会議でということで、割とやる負担が結構あるんだなど。

防犯カメラを5カ所設置してあるんで、7ヶ所になってさらに、プレートですとかシールとかやってやれば、多分かなり効果は期待できるのかなとは思っております。

南ヶ丘でも、2ヶ所に設置していて、いろいろ課題だよってというのは出てきてはしまして、例えば、実際事件があったときに、警察に協力求められて防犯カメラのデータを渡したりですとか、そういう話も地域から伺っているかわからないんですが、そのデータをお渡しするのに、非常にダウンロードに時間がかかってたんですってというのがあったりして、これは、カードで登録されて渡すだけなら、簡単に済むとか、そういうところの話は聞いてまして、今回その設置する5台ってというのは、そういうデータとか、そういう地域の話なんかも聞いて選ばれるんでしょうか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

機器の選定につきましては、一般的に使われているものっていうのが基本になるかと思うんですけど、今回設置するものではカードとか、そういったものに対応できるように選定しております。

以上でございます。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

おそらく地元とすり合わせして要望を聞いていただけるというところで安心しました。

あとメンテナンスが3年間なので、故障とかないのかもしれないかもしれませんが、仮に故障してしまうと60万を地域で負担しなければというところなんかはちょっと、選ばれても。

おそらくそういうのも承知の上で引き受けているんだと思うんですが、市の補助をもっといただければありがたいなっていうところがあります。

とりあえず、防犯の効果が結構期待できるのかなと思っておりますので、引き続き、県の事業

であります、地元とのやりとりを反映していくようにいろいろ調整していただければありがたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○加藤委員長

ほかにありますか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

地元の岡部委員からの南ヶ丘のですね、実証実験の話は出ましたので。

確かに県のモデル事業というか、実証実験としてね、県で新規事業として宣伝をしていてね。

中身はね、先ほど紹介あった通りなんですけど、これをよく見ているとモデル地区に指定するということは窃盗が、住宅侵入の多発している地区と、もっと言えば抑制対策が一定可能なとこみたいな、こういうことが書かれているわけなんですけど、南が丘はそういう点でね、いいのかと思いますけど。

肝心なのは、南が丘は利根町との境目がね、あそこもはっきりしていなくて、こっちの南が丘だけでやって、利根町から侵入するようなことはないのかとか、ふと思うところなんですけど。

あとは地元の理解がかなりないとね、その費用負担もあるし、いろんな点で地元も協力していかないと出来ない事業というふうになってますんで、今回の場合はですね、初めから南が丘という点で指定があったというふうに思うんですけど。

特にそれを地元に向けてもらうという点ではね、いろいろな、今まで話し合いがあったと思うんですけど。

その辺のところと、南ヶ丘でないと簡単に指定されてもね、これは難しいんじゃないかみたいなところもあるんですけど、その点ちょっとお願いいたします。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

地元の方々のご理解という形だと思います。

今回の事業の推進に当たりまして、茨城県警が主体となって南が丘地区の住民自治組織の方々との協議をしまして、制度の概要とか、費用負担、6万円×5基ということで、30万円地元のご負担いただくということで、防犯カメラの設置場所等ですね、そういったものについて協議の場でご説明申し上げまして、ご理解をいただいているという形で認識しております。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

わかりました。

ちょっとその別のところ聞きます。

歳入の部分で、国庫支出金のところで、自衛官募集事務費ってのが56,000円入ってるん

ですけど。

先ほどの部長の説明では重点市町村というふう選ばれたみたいな話ですけど。中身についてもう少し詳しくお願いいたします。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

こちらにつきましては、県の方で自衛官募集の模範的な実施を促進するためというような理由で毎年6市町村を指定しているということで、特に不定期でして、今年度はたまたま龍ヶ崎市が指定を受けたということになっております。

ものとしましては変わりませんで、自衛官募集に関する事務費ということで、交付されるものと思っております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

毎年どこかが指定されてそれが順繰りになってるということかと思うんですけど、実際に龍ヶ崎市では、そんな大きな金額ではないけど、どういうことをやるようなことになるんですか。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

お答えします。

例年ですと、自衛官募集に関する記事を市広報誌りゅうほーに、年 3 回掲載しておりまして、今回は重点市ということで指定していただきましたので、募集啓発用のポケットティッシュを作成しまして、市民でのイベントですとか、街頭で、配布して啓発に役立てたいと考えております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

自衛隊の募集期間でも配っているような、自衛官募集のティッシュが入ったビニールのようなものを何かのイベントで配ろうかという感じですかね。

分かりました。

ちょっと次のを聞きます。

財産収入の土地売払収入のところの 535 万 1,000 円で、先ほど川原代地区の 334 平米という説明がありましたけど、ちょっとどこの部分かということをお教えいただけますか

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

お答えいたします。

改めて所在地でいいますと、川原代町字 4 区 6314 番地 1 ということなんですけれども、市役所から佐貫方面に向かっていった潮来街道沿いの土地になりまして、以前キグナスのガソリンスタンドがあったところの土地です。

今で言うと、昌柳印刷さんとか、龍ヶ崎電設さんがあるところのすぐ近くの潮来街道沿いの土地ということでございます。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

分かりました。

以上で結構です。

○加藤委員長

櫻井委員。

○櫻井委員

一つだけちょっと防犯カメラについて質問しますけれども。

今いろいろ意見を 2 人質問されていて、今いろいろ聞きましたけど、単純に維持費というところで説明がなかったのでもっとお願いいたします。

維持費の内容でよろしいでしょうかね。

○加藤委員長

関口防犯安全課長。

○関口防災安全課長

維持費になりますけど、基本的に電気代がメインになるかと思います。

その他の費用っていうところでは電気代が一番大きな部分でございますので、日常の管理っていうところ、万一故障しちゃったとき、そういったものも地元の皆さんにお願いするというような形になります。

以上でございます。

○加藤委員長

櫻井委員。

○櫻井委員

電気代なんかは僅かなことなんでしょうけれども。

壊れた時のための保険とかそういうものはないんですか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

なかなかというか、滅多に壊れるものではないというふうに私も認識しております。

保険については入っていないというのが多分現状だと思いますので、申し訳ありませんが確認させていただければと思います。

○加藤委員長

櫻井委員。

○櫻井委員

自治体さんと相談してやってくださいということでは言われたんですけど、そういう提案するよ
うにやっぱりあの維持費というところで、はじめにいろいろな助成してもらって、提案なんです
けど。

買ったそのあとが問題になると。

あとやっぱりもちろんこれすごい抑止力になるんで、すごい絶対必要なことなんですけど。

特に社会的弱者が、小学校とか、あとはこの高齢者同士で集まる場所、それで手数料と思
いますので、それでよろしく願いいたします。

以上です。

○加藤委員長

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

他にないようですので採決いたします。

議案第 22 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたしますお疲れ様でした。